

アセアン諸国の知財活用動向

— 知財価値評価に基づく知財融資スキーム —

豊崎玲子 (豊崎国際特許商標事務所・弁理士)

Trend of IP Utilization Activities in ASEAN Countries : IP Financing Scheme Based on IP Valuations

Reiko Toyosaki
TOYOSAKI & ASSOCIATES

【要旨】 近年、ASEAN 諸国は、知財利用促進活動、特に IP 融資スキームの構築に熱心に取り組んでいる。これは、知財に基づいた担保としてのローンを実現するシステムを提供することにより、中小企業を支援することを目指すものである。各知財庁は、内国民の企業による、より多くの知財出願をも同時に期待している。このスキームの中で知財評価は不可欠なツールである。本稿では、各国が提供する知財融資プロジェクトとその知財評価法について紹介する。

【キーワード】 知財評価 知財評価人 知財融資 アセアン諸国

【Abstract】 ASEAN countries are recently enthusiastic for promoting utilization IP; especially constructing IP financing schemes. It aims to support SME companies by providing system which enables loan based on their IP as collateral. Each IP office also expects more filing applications by local companies. IP valuation is necessary tool for this scheme. This paper introduce IP financing project provided by each country and their IP valuation method.

【Keywords】 IP valuation IP Valuer IP financing ASEAN

1. はじめに

アセアン諸国が日本にとって重要な貿易相手国であることは自明のことであり、その重要性がますます大きくなっていることも今更説明する必要もないだろう。

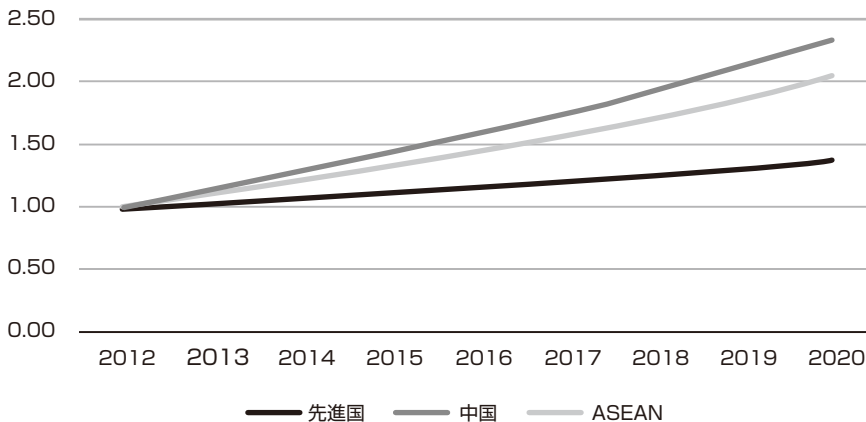
ここ 10 年のうちに大きく変わったのは、いずれの国とも高い経済成長率の下、中間所得者層が増加し、高品質商品や、付加価値の高いサービスが求められるようになった点である。このため、21 世紀初頭には、まだ生産拠点に過ぎなかったアセアン諸国が次第に販売地域としての重要性をも高めてい

る。

欧州連合の人口が 5 億人程度であるのに対し、アセアン諸国全体の人口は 6 億人を超える。とはいえ、一人当たりの GDP は 10 分の 1 に満たないのでまだまだ消費地域としてはたいしたことがないだろう、と考える人は多いが、中間所得者層、高額所得者層の割合が次第に高まっていることに留意すべきである。

1990 年当時、年間家計所得が 1 万ドル～3 万 5000 ドルの範囲に属する割合はマレーシアで 17%、タイ 7.6%、フィリピン 3.2% であったが、2008 年にはマレーシアで 48.1%、タイ 25.3%、フィリピン 14.7% と大幅に上昇している。このことは、これら

図表 1 消費支出額の伸び率 (2012年～2020年)



[経済産業省 2013] より作成

の地域が単なる生産拠点から消費地域へと変貌しつつあることを示している。

経済産業省の「通商白書 2013」によれば、中間層・富裕層の増加に伴う消費支出の増加も予想され、世界の消費支出額の増分額のうち約 6% 程度がアセアン諸国で生み出される見込みである [経済産業省, 2013]。

アセアン諸国の中で後進的な位置に配するカンボジア・ラオス・ミャンマーは未だ工業化の黎明期にあって、豊富な労働力と自然資源を利用し、外国企業の工場誘致を積極的に推進している状況だが、アセアン諸国内のお兄さんの位置にあるマレーシア、タイ、シンガポール、フィリピン、インドネシアは、直接投資額も増え、それぞれ国内企業の育成に力を注ぎ始めている。

このような状況の中、各国とも国内産業の育成を知財の面からサポートするためのスキームを構築中である。国内産業を育成しつつ、内国民による知財権の確保率を上昇させようというのが狙いである。以下、各国の動きを見ていきたい。

2. マレーシアの知財融資戦略

2.1. 知財融資プロジェクト

マレーシア知財公社はアジアの中でも早い段階で知財評価のイニシアティブに着手した知財庁である [PwC, 2015]。2014 年末にマレーシア知財公社が行

なった知財融資カンファレンスにて、マレーシア・ネガラ銀行は、「国内の知財は急速に伸びており、2013 年の特許出願件数は、1993 年の 2 倍以上であり、商標にいたっては 3 倍を超える」と発表し、知財の国内発展を前向きに評価していた。

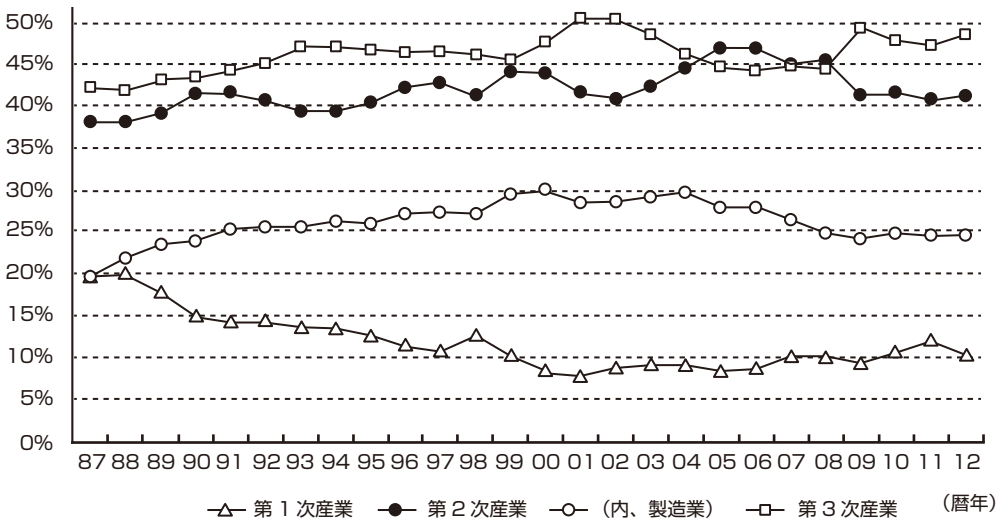
ところが知財は、その時点では、担保融資の場面ではあまり認められてこなかった。これは地元銀行が、この知財融資アプローチの必要性を感じてこなかったこと、新しいコンセプトで馴染みにくいものであったこと、が原因であると考えられた [PwC, 2015]。

2013 年こうした状況を打破するためにマレーシア知財公社は、知財融資スキームを立ち上げ、マレーシア債務ベンチャー公開会社 (Malaysia Debt Ventures Bhd. 以下 MDV とする) を設立し、知財融資をスタートさせた。スタート年である 2013 年は、11 社に対し総額 4000 万リンギット (10 億円強) ほどの融資を行なっている [PwC, 2015]。

MDV が融資の対象とする企業は、情報産業、バイオテクノロジー、グリーンテクノロジーなど成長性の高い分野の企業である。これらの分野は現在、マレーシアが力を入れている分野でもある。

マレーシアの主要産業は、従来、電気機器の製造、パーム油や天然ゴムの生産といった農林業であったが、2006 年以降、第 1 次産業、第 2 次産業は低下傾向にあり、産業比率からみれば、第三次産業の構成比が高まっている [株式会社国際協力銀行、

図表 2



株式会社国際協力銀行 2014「マレーシア投資環境」21p.

2014].

MDVは高まる第三次産業の中でも情報産業への支援に力を注いでいる様子である。実際のところ、MDVが最初の年に融資を行なった企業のほとんどは情報産業分野の企業である。そもそもMDVの設立目的が、資金不足で成長が阻害されている国内の情報産業企業を支援するためであったことを考慮すれば、融資先が情報産業分野に偏ることは当然のことである。

マレーシア知財公社とMDVによるこの知財融資プロジェクトの1社に対する融資の限度額は、100万リンギット(2500万円強)あるいは、知的財産価値の80%である。融資年数は5年だが、さらに12カ月の猶予期間が認められている。また、万一の場合には、融資額の50%までマレーシア政府が保証する。

この融資スキームを受けることができるのはマレーシア国内企業のみである。また、マレーシア知財公社に特許あるいは商標といった知財権の登録を受けていることが必須の要件である。

知財の担保化のプロセスには、知財権の価格価値評価が欠かせない。知財の価格価値の評価は非常に主観的な要素が入るとして信用しがたいとの思いが金融側には存在する。それを払拭し、リスクの少ない成長企業への融資を可能とするため、MDVでは、

知財融資を受けようとする企業に対し、知財価値評価書の提出を義務付けている。融資を可能にするためには、作成される「知財価値評価書」の信頼性が高いことが必要となる。

そこで、上記の知財融資スキームの一貫として、マレーシア知財公社が設置したのが、「知財評価人制度」である。この制度は2013年に設けられた。

2.2. 知財評価人制度

知財評価人になるためには、一定期間のトレーニングを受け、且つ終了後に行なわれる試験に合格しなければならない。6週間にわたるトレーニングコースは、国内外の専門家を講師として招いて行なわれる。受講生たちは最初の2週間、まず国内専門家から、知財制度の概要、知財ライセンス・譲渡に関する諸問題や手続などについて講義を受ける。その後の4週間は、外国人専門家によって知財評価の手法について学ぶ。

トレーニング後の修了試験はかなり難しい。マレーシア知財公社によれば、初回の修了試験の合格者は、25名の受講生のうち5名だったという。

知財価格価値評価をより信頼できるものとするために、知財局ではさらにどの評価手法が、どのようなシチュエーションでもっとも有効なのか、評価手法の概略とともに説明して「IP Valuation Model」と

題するリーフレットを作成・配布し、知財評価制度の普及を図っている。ちなみにマレーシア知財公社が作成配布している「IP Valuation」と題されたリーフレットの中には、知財の定義、知財活用の効用のほか手法についても簡単な事例をもとに紹介している。この中で、最も好ましい手法として紹介されているのはインカムアプローチであり、コストアプローチやマーケットアプローチといった手法は、補助的なものとして紹介されている。インカムアプローチで価格価値評価できるものこそ、価値があると明言しているようなものである。

マレーシア知財公社では、こうした知財融資スキームが中小企業発展には有効であると考えている。とりわけ、知財を有し、将来有望であるにもかかわらず、担保となり得る有体動産を持たないがために、銀行から融資を受けられない中小企業をこのスキームで補助し、国の発展につなげることを目的としている。

現在、評価人は23~24人程度しかいない。また、評価実績も25件程度にとどまっており、現在なお、キャパシティビルディングの過程にある。

3. シンガポールの知財商業化戦略

3.1. IPOS (シンガポール知財局) の知財融資スキーム

1億シンガポールドルの知財融資スキーム(IPFS)が知財を有する企業の成長と発展をサポートする。IPFSの下、シンガポール政府は一定程度参加金融機関によって組まれたローンを一定程度引き受ける仕組みを取っている。担保となり得る知財は、特許、商標のほか、著作権も対象となる。ただし、著作権の場合には、それ自身で商業的利用価値があることを要件とする。

このスキームに参加している融資銀行は、4社(AFC Merchant 銀行, DBS 銀行, OCBC 銀行, UOB 銀行)である。

金融機関に予備評価を受けたのち、知財評価人による知財権の価値評価ポートフォリオを作成してもらい、金融機関に提出し、融資の申し出を行ない、審査を経て決定されるという流れである。

このモデルによって融資を最初に獲得した企業は、2012年に設立されたシンガポール法人で靴の製造販売を行なうMasai Group Internationalという企業である。自身が所有する特許権を担保とした融資である。融資スキームができたのは2014年だが実際に初ケースとして融資を決定したのは2016年であるから、最初の融資までに2年の期間を要したことになる。名乗りを挙げた企業の知財評価の結果が思わしくなかったのか、審査に時間を要したのかは不明であるが、シンガポール政府はこのスキームを継続させる意向であり、当初2016年6月までの予定であったが、2018年3月まで延長されることになった。

この期間延長に伴い、シンガポール知財局は、知財評価人の数を増やした。このスキーム誕生時点では、評価人の資格が認められていたのは、コンソー・インテレクチュアル・アセット・マネジメント(Conсор Intellectual Asset Management) およびデロイト&トウシュファイナンシャルアドバイザーサービス(Deloitte & Touche Financial Advisory Services)など監査法人系の3社に限定されていたのだが、延長が決定した際には、3社から7社に増え、Baker & McKenzie Wong & Leowといった法律事務所が加わった。

3.2. IP ValueLab

この知財融資スキームを取りまとめ進めているのは、知財局自身ではなく、知財局が関連企業として設立したIP ValueLabという下部機関である。

この機関は企業の知財を幅広く見直しや監査を行なうことで、ビジネス成長をサポートする役割を担うものとして設立された。知財の評価にとどまらず、ビジネス教育、業界標準の設定や、ビジネス形成までも対象としている。

こうした活動をIP ValueLabは自身のみで行なうのではなく、他の企業との相互ビジネスを行なっている。すなわち2017年3月、ニュージーランドに本部を持つグローバル無体財産専門家集団であるEver Edge Global Ltd.と提携し、シンガポールの中小企業育成のための知財評価、知財管理、知財戦略コンサルティングを行なうことを発表した。Ever

Edge社は、ニュージーランドのみならず、アメリカ、オーストラリア、イギリスに拠点を持つ資産コンサルタント企業である。この企業との提携業務には、無体財産やリスクの監査、商業化、知財評価なども含まれている。

3.3. IP-PCP プログラム

2017年3月、IPOSは、他の省庁の一つであるシンガポール労働力開発庁と共同で、新しい、労働スキームプログラムを立ち上げた。知財専門家のためのプロフェッショナル・コンバージョン・プログラム(IP-PCP)という名称である。このプログラムは従来のパテントエージェントの業務とは異なるキャリア形成を試みるものである。知財マネジメントアドバイザー(IP management advisor (IPM))や、知財技術アドバイザー(IP technology advisor (IPT))といった役割の形成に力を入れ始めている。

4. フィリピンにおける技術移転法

フィリピンでも知財評価は知財活用促進材料の一つとして意識されており、2010年には、「政府および他の目的で資金提供された研究開発から得られた知的財産の所有、管理、使用および商業化のためのフレームワーク・サポートシステムに関する法律」(いわゆる「技術移転法」である)が公布された。

同法21条には、科学技術省(Department of Science and Technology (DOST))、通産省(Department of Trade and Industry Philippines)および知財局は共同で、知財の商業化のための政府機関およびその他の研究開発機構のキャパシティビルディングのための活動を行なうものとし、その一環として、公共の福祉、国家利益、市場規模、コスト、収入などを考慮にいたした知財評価・商業化に関するガイドラインを作ることが定められている。

条文上では、法律施行後120日以内の作成が明言されていた評価・商業化ガイドラインは、2年を経過した2012年、ようやくDOST、DIT、知財局の三機関共同によって発表された。この「知的財産権評価、商業化および情報共有に関する法律のガイドライン」は(1)ガイドラインの方針、(2)知財の商

業化の理論、(3)知財評価手法の3章から成り、特に具体的な記載はないものの、商業化、評価に関する基本的な指針が簡易にまとめられている。

このガイドライン上、知財評価は、さまざまな業種の専門家による照会があるべきとされている。財務、マーケティング、経済、特許クレームの解釈などさまざまな分野の専門家らによる学際的チーム編成を行なって評価を行なうことが望ましいとされている。

評価書には、使用する語句の定義が明確に記載されていること、権利内容の明確な記載、評価目的、評価手法、その手法の採択の理由を明記すること、評価にあたり収集した資料の出所についても明記すること、評価日の記載もあること、などが盛り込まれている。

評価の手法として、コストアプローチ、マーケットアプローチ、インカムアプローチが列挙されている。ただし、手法がこれらの3つに限定されるものではないことも明記されている。またガイドライン自体、従前に調査機関等が行ってきた評価手法を否定するものではないと明示しており、柔軟な評価手法を検討・選択することが奨励されている。

上記、法律、ガイドラインとも、それに限定されるものではないものの、政府機関・関連機関によってなされた技術開発の技術移転を対象としたものであり、国家機関による技術開発を促進することが大きな狙いに見受けられる。なお、2016年に科学技術省が出した行政命令第4号では、「政府機関は自己の知財を管理するTLO(技術移転)を設立するもの」と明示しており、産学連携による技術開発の支援に関する意欲が見受けられる。

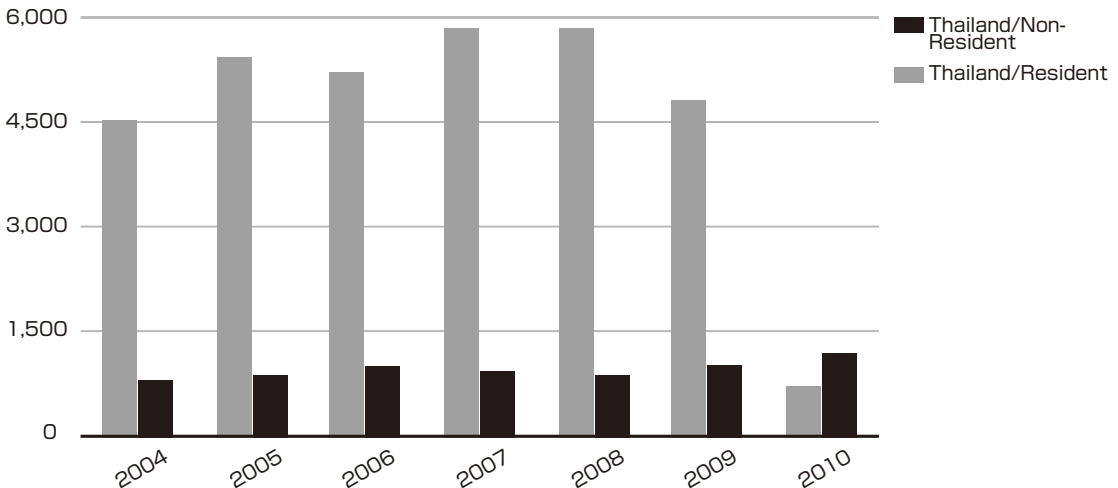
5. タイのIP資本化プロジェクト

5.1. IP資本化プロジェクト

タイ知財局は、2004年から2010年の期間、二つの政府系銀行、一つのプライベート銀行と協力し、中小企業の財務支援を目的としたIP資本化プロジェクトを進めていた。

タイでも中小企業の資金不足が経済発展を阻害する理由となっているが、そもそも多くの企業が銀行

図表3 タイの特許件数（2004年～2010年）



(WIPO: Intellectual Property Statistics より作成)

から融資を受ける「術」を知らないことが根本的な原因ではないか、と考えられた。そこで、知財局と銀行双方が協力し、(1)借り入れのための書面の作り方に関するトレーニングの機会を設ける、(2)銀行は、中小企業の知財事業計画に基づいて、ローン額を決定する、(3)銀行は、適宜、中小企業の事業運営に関してモニターリングをするとともにアドバイスを行なう、というスキームを構築した。それがIP資本家プロジェクトである。

マレーシアと異なり、タイ知財局は、融資に直接かかわる活動は行わず、代わりに中小企業のためにビジネスマッチングイベントを開催するなど、中小企業支援を行っていた。このプロジェクトの下で、融資された金額は9843万9500バーツ（およそ3億円）に上る。融資の対象となった知財権は、商標権100件、著作権9件、小特許7件、特許権3件である。2004年から2010年の内国民による特許権数が年間5000件程度であったことを考慮すれば、商標への偏りは当然のことといえる。

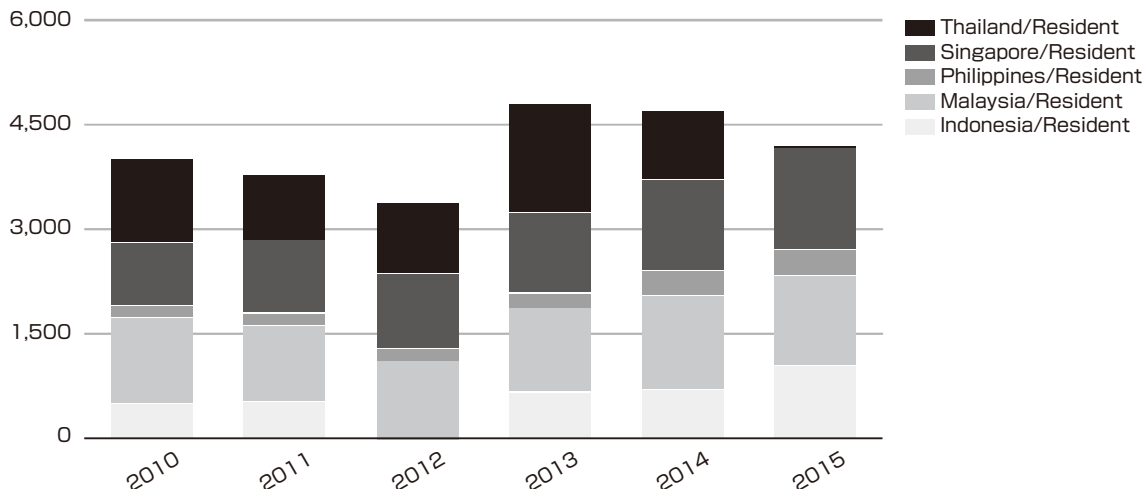
このプロジェクトが最も盛んだったのは2005年である。2006年以降、次第に活用融資対象件数は減り、2010年に政権が変わったことをきっかけにこのプロジェクトは終了した。

5.2. 事業担保取引法と知財

2016年7月、事業担保取引法が発効したが、この法律は、中小企業に、所有権の移転を伴わずに、自身の財産を事業運営のための担保として利用する機会を与えることになった。従前、担保取引は民法の下で規定されていたが、その内容は、担保債権者が享受できる強制力についての規定が主たるものであった。さらに有体・あるいは一部の無体財産は、信用と引き換えに担保に供され得るものの、対象財産の所有権を譲渡しなければならなかった。それがこの法律によって、所有権移転を行わずに担保設定が可能となったわけである。知財もその対象となり得る財産の一つである。

この契約が有効となるためには、知財局および、商務省事業開発局への登録が必須要件となる。両者の合意で契約は締結されるものではあるが、知財が対象の場合、締結にあたっては、やはり知財の価値評価が必要となる。評価に当たっての標準プラクティスにつき、タイ評価人協会（The Valuers Association of Thailand）が提唱しており、一定の基準はもうけられてはいるものの、実際に評価を行なっているのは、個人の評価人あるいは評価事業を行なう企業である。

図表4 「アセアン主要国の内国民による特許出願件数動向」



(WIPO: Intellectual Property Statistics より作成)

5.3. IPMart の設置

タイ知財局では、知財の商業化支援策として、売り手と買い手を繋げるマッチングサービスを展開している。IPMart と名付けたウェブサイトの運営もその一つである。知財権のライセンス、知財権の譲渡を目的としたものであり、2004年に設置されたのち、現在まで続いている。

6. まとめ

アセアン諸国の知財局の多くが、知財融資化に積極的であるのは、中小企業支援の目的もあるが、特許出願の件数を多く伸ばそうとする狙いがある。知財権を担保設定できる財産として認めることで、財産を増やすツールとしての出願件数増加を見込むものだ。

知財融資あるいは知財担保、商業化プロジェクトにも関わらず出願件数の伸びは緩やかだ。中小企業を育成するには、中小企業の技術力の育成にも力を注いでいかなければならない。

国家知的財産賞 (NATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY AWARDS) を設け、発明者の表彰を行なうようなマレーシアの活動など、発明奨励事業も行なわれている。

ところで知財を商材として、取引の対象たり得る

経済価値を有するものとする傾向はここ数年、日本や欧米でも見受けられる。企業買収、事業譲渡がなされた際には、「知財価値が数億円」といった記事の見出しがでることも多い。知財融資を認めるか否かの判断材料として用いられるのが知財評価である。

たしかに、知財は取引の対象たり得るが、特許対象技術を利用する術をもたない者にとっては無価値であること、したがって、その価値は相対的なものであること、知財権の有効性判断がそれほどたやすいものではない (だからこそ、新興国で特許性を判断できる審査官はまだ少ない) ことがどの程度意識されているのだろうか。

マレーシアのように担保をもたないベンチャー企業の成長に疑問を抱き貸し渋る銀行に、政府認定の評価人による評価書があれば50%のリスクをヘッジするから融資せよと、公的機関が要求することには、国自体の経済を危うくさせるリスクがある。融資を得ることで成長する中小企業もあるものの、企業寿命、商品寿命を考慮すれば、それほど多くの企業が生き残り大企業へと成長していくとは想定しにくい。安易な制度作りを避けるためには、知財評価について、コストアプローチ、マーケットアプローチ、インカムアプローチなどといった評価手法のみにとどまらず、権利の有効性、ビジネスとの関連性

を判断する手法の確立が必要だろう。

参考文献

株式会社国際協力銀行（2014）「マレーシアの投資環境」 https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/inv-report_ja/2014/02/17819/201402malaysia.pdf

経済産業省（2013）通商白書 第2章第1節 新興国展開の重要性 <http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2013/2013honbun/i2210000.html>

PwC（2015）“Banking on Intellectual Property” <https://www.pwc.com/my/en/assets/press/150209-theedge-banking-on-intellectual-property.pdf>

An Act providing the framework and support system for the ownership, management, use, and commercialization of Intellectual Property generated from research and development funded by government and for other purposes

Department of Intellectual Property “IP Valuation Mechanism

and Experiences : Thailand”

Intellectual Property Corporation of Malaysia “IP Valuation Model” http://iprmarketplace.myipo.gov.my/?page_id=83

Intellectual Property Office of Singapore <https://www.ipos.gov.sg/>

Samirah Binti Muzaffar of MyIPO（2017）“Leveraging IP Assets : Principles and Practice”

Intellectual Property Office of Singapore（2016）“PROFESSIONAL CONVERSION PROGRAMME FOR IP PROFESSIONALS” https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/factsheet_3may.pdf?sfvrsn=0

取材先

Promoting innovation through a mechanism for IP valuation, financing and leveraging IP assets workshop 2017年7月 フィリピンにて開催